

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2019年2月22日

米国エネルギー革命関連ファンド

Aコース (為替ヘッジあり)

Bコース (為替ヘッジなし)

愛称：エネルギーレボリューション

追加型投信／海外／その他資産

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

〈照会先〉野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

● 携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース (為替ヘッジあり)	追加型	海外	その他資産	その他資産 (投資信託証券 (MLP 株式))	年12回 (毎月)	北米 日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
Bコース (為替ヘッジなし)								なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2019年1月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：33兆3230億円（2018年12月28日現在）

この目論見書により行なう米国エネルギー革命関連ファンド Aコース（為替ヘッジあり）/Bコース（為替ヘッジなし）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月21日に関東財務局長に提出しており、2019年2月22日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資する MLP (マスター・リミテッド・パートナーシップ) ※1 を実質的な主要投資対象※2 とします。

※1 当ファンドが実質的に投資を行なう MLP は、米国で行なわれている共同投資事業形態の一つである LP (リミテッド・パートナーシップ) のうち、総所得の 90%以上をエネルギー関連事業等からの収入、およびそれらに関連する資産からの金利および配当等から得ており、かつ、その出資持分が金融商品取引所に上場されているものを指します。

※2 「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

ファンドは米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資する MLP を主要投資対象とする投資信託証券 (投資信託および外国投資信託の受益証券 (投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)) および残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

◆ エネルギー関連事業等を行なう会社の株式等に実質的に投資する場合があります。

- ファンドは実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行なう「Aコース (為替ヘッジあり)」(「Aコース」といいます。) と為替ヘッジを行なわない「Bコース (為替ヘッジなし)」(「Bコース」といいます。) から構成されています。

◆ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券 (以下、「指定投資信託証券」といいます。) の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。指定投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

ファンド名	指定投資信託証券 (2019年2月21日現在)
Aコース (為替ヘッジあり)	(外国投資信託) ノムラ・セレクション・ファンドーUSエネルギー・ファンドー 日本円為替ヘッジ・クラス (国内投資信託) 野村マネーインカム マザーファンド
Bコース (為替ヘッジなし)	(外国投資信託) ノムラ・セレクション・ファンドーUSエネルギー・ファンドー 日本円クラス (国内投資信託) 野村マネーインカム マザーファンド

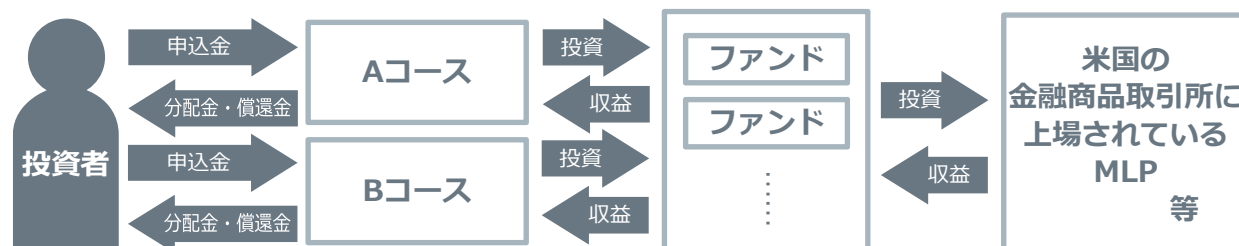


ファンドの目的・特色

- 指定投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず[※]、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

※投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本としますが、通常の場合においては、米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するMLPを主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。





ファンドの目的・特色

投資対象とする指定投資信託証券の概要 (2019年2月21日現在)

ノムラ・セレクション・ファンドーUSエネルギー・ファンド
(日本円為替ヘッジ・クラス、日本円クラス) (ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するMLPを主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するMLPを主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。 ファンドの純資産総額の50%の範囲内でエネルギー関連事業等を行なう会社の株式等に投資を行なう場合があります。 ポートフォリオ構築にあたっては、トップ・ダウン分析とボトム・アップ分析を組み合わせ投資銘柄を選定します。 日本円為替ヘッジ・クラスは、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 日本円クラスは、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 同一発行体の発行する証券への投資は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	全クラスの合計の純資産残高が30億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
保管銀行	
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.88%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.30%（当初1口=1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

野村マネーインカム マザーファンド

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。



ファンドの目的・特色

スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎月27日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。



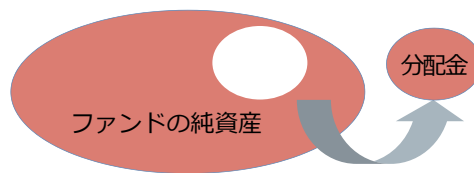
* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

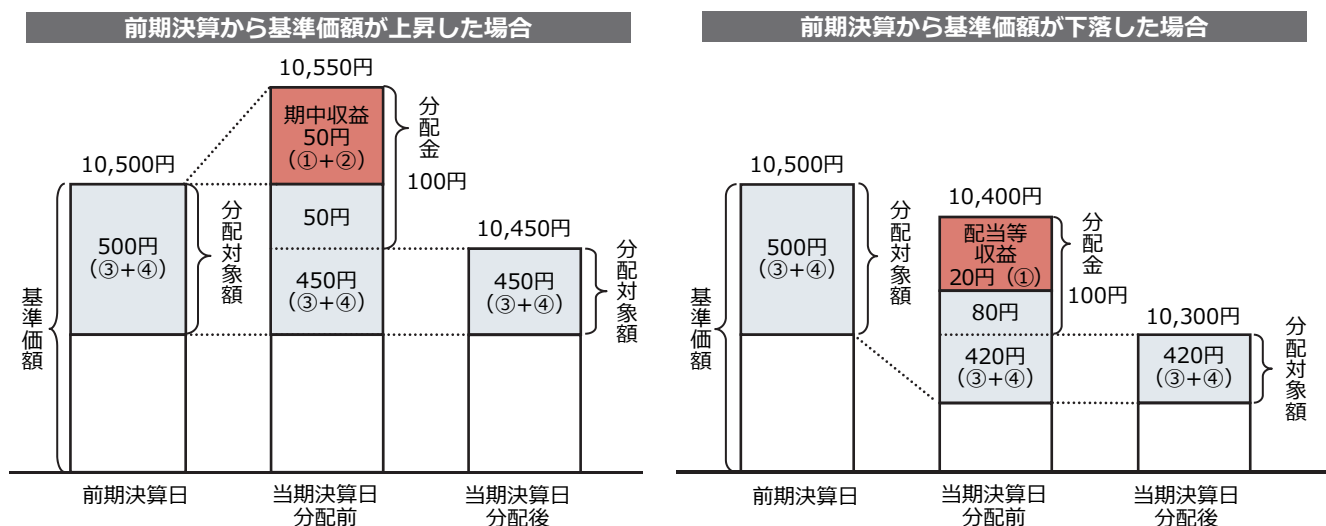


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

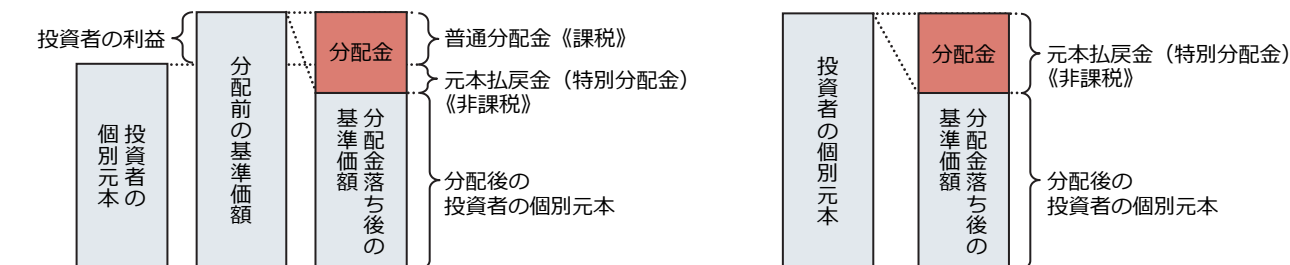
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。



※投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様[※]に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

MLPの 価格変動リスク	MLPは、投資プロジェクト等の収益源から得られる収入や市場金利の変動、MLP市場の動向等により、価格が変動します。MLP市場は株式市場等に比べ相対的に流動性が低いことから、市場の混乱時等において、相対的に価格の変動が大きくなる場合があります。ファンドは実質的にMLPに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。また、ファンドは、特定のテーマに絞った投資を行ないますので、より幅広いテーマで分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。
株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。ファンドが実質的に投資を行なうエネルギー関連事業等を行なう会社の株式の株価変動は、株式市場全体の動きと大きく異なる場合があります。
為替変動リスク	「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各コースが各々投資対象とする指定投資信託証券のうち、米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資するMLPを主要投資対象とする投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。



投資リスク

- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 株式市場等に比べて相対的に市場の流動性が低いMLPに実質的に投資を行ないますので、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合、その他投資環境等によっては、機動的に売買を行なえない場合があります。
- ファンドは、指定投資信託証券である外国投資信託を通じて米国の金融商品取引所に上場されているMLPに実質的に投資を行ないます。当該外国投資信託は、ケイマン諸島籍であり、收受するMLPの分配金については最大で21%の連邦税が源泉徴収されます。課税対象となる連邦税は、法人所得税および支店利益税です。MLPの持分に応じて配分された収入、損失、費用等をもとに連邦税の確定申告を行なった結果、源泉徴収額が確定後の税額を上回った場合は差額が還付され、源泉徴収額が確定後の税額を下回った場合は差額の追加納税が必要となります。また、連邦税の他に州税が課される場合があります。なお、米国の税制改正により源泉徴収方法の見直し等の実施が予定されております。

当該外国投資信託においては、当該投資信託に係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々純資産価格を計算し、各コースは当該外国投資信託の純資産価格に基づき日々基準価額を計算しています。

当該外国投資信託において連邦税の還付もしくは追加納税、州税の課税等が発生した場合には、純資産価格および各コースの基準価額に影響を受ける場合があります。

※これらの記載は、2018年12月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

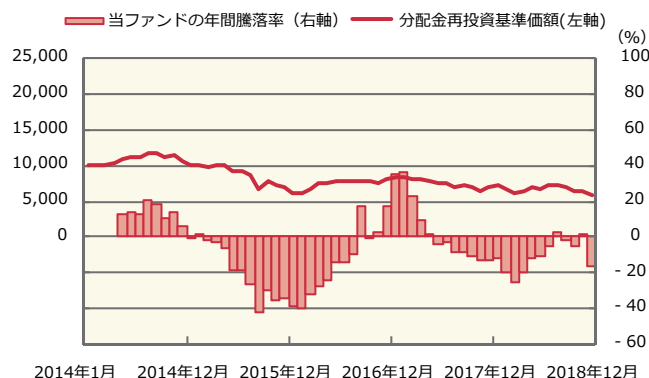


投資リスク

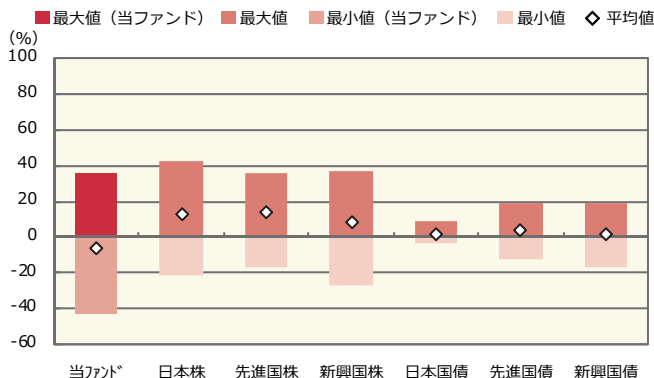
■ リスクの定量的比較 (2014年1月末～2018年12月末：月次)

Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



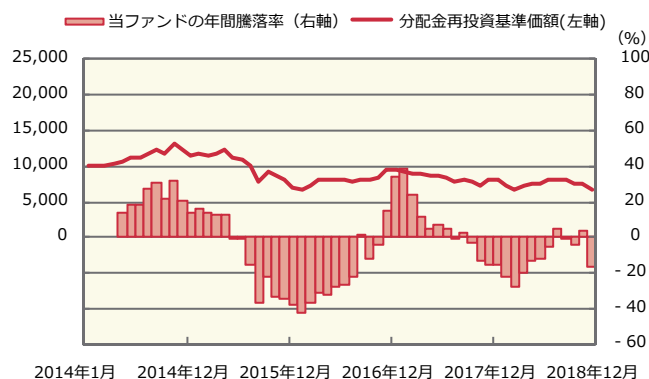
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	36.2	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 42.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 6.3	12.2	13.4	8.5	2.0	3.8	1.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年5月から2018年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

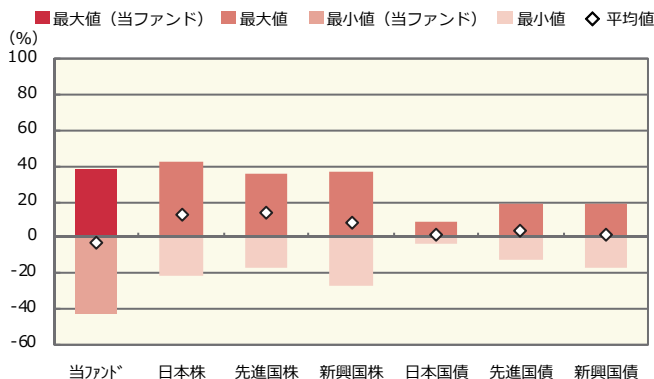
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年1月から2018年12月の5年間（当ファンドは2014年5月から2018年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	38.4	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 42.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 3.1	12.2	13.4	8.5	2.0	3.8	1.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年5月から2018年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年1月から2018年12月の5年間（当ファンドは2014年5月から2018年12月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

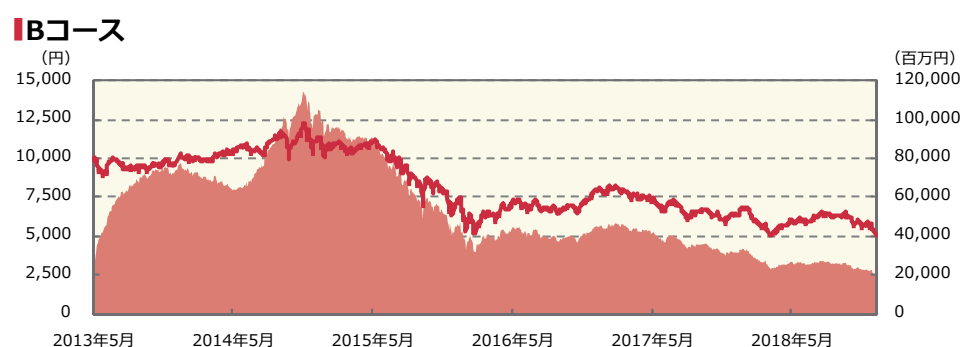
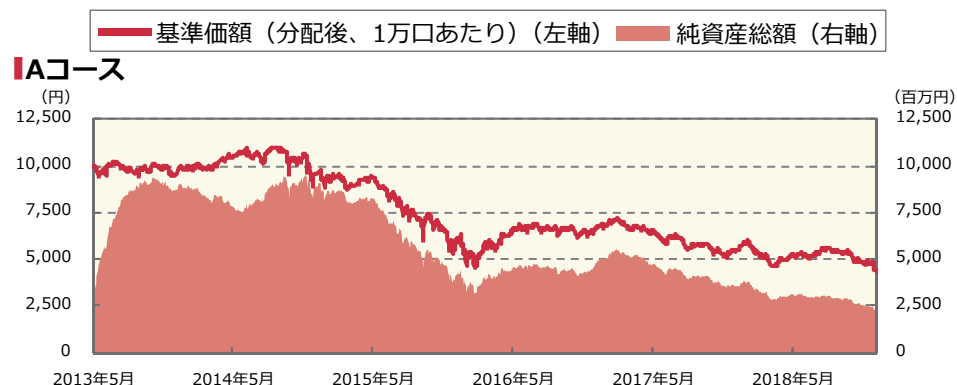
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈩東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈩東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
 - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
 - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPMSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2018年12月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース

2018年12月	20 円
2018年11月	20 円
2018年10月	20 円
2018年9月	30 円
2018年8月	30 円
直近1年間累計	330 円
設定来累計	2,350 円

Bコース

2018年12月	20 円
2018年11月	20 円
2018年10月	20 円
2018年9月	30 円
2018年8月	30 円
直近1年間累計	330 円
設定来累計	2,350 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	
			Aコース	Bコース
1	Magellan Midstream Partners LP	パイプライン	9.1	9.1
2	Enterprise Products Partners LP	パイプライン	9.0	9.1
3	Plains All American Pipeline LP	パイプライン	6.6	6.7
4	Genesis Energy LP	パイプライン	6.3	6.3
5	CHENIERE ENERGY PARTNERS LP	パイプライン	5.4	5.4
6	ENERGY TRANSFER LP	パイプライン	5.3	5.3
7	DOMINION ENERGY MIDSTREAM PARTNERS LP	パイプライン	5.3	5.3
8	Western Gas Partners LP	石油・ガス 探査・開発	5.1	5.1
9	Shell Midstream Partners LP	パイプライン	4.7	4.7
10	Antero Midstream Partners LP	パイプライン	4.6	4.6

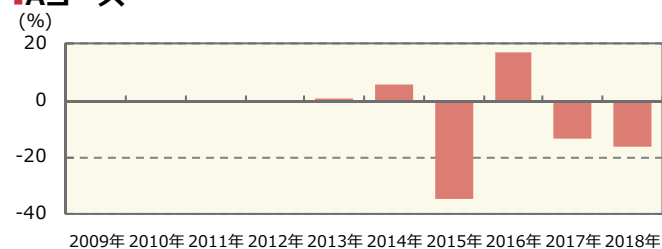
・業種は、ICB (Industry Classification Benchmark) 分類によります。



運用実績 (2018年12月28日現在)

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

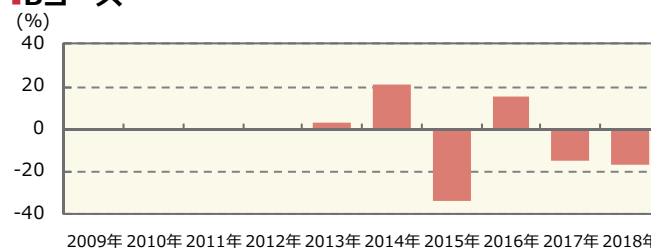
■ Aコース



2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年

- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は設定日（2013年5月21日）から年末までの収益率。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

■ Bコース



2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は 1 万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換 金 単 位	1 万口単位、1 口単位または 1 円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して 7 営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	午後 3 時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2019 年 2 月 22 日から 2020 年 2 月 20 日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	1 日 1 件 10 億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「A コース」「B コース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または 12 月 24 日である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ルクセンブルクの銀行 ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2023 年 9 月 27 日まで (2013 年 5 月 21 日設定)
繰 上 償 還	各ファンドにつき、指定投資信託証券のうち、米国の金融商品取引所に上場されているエネルギー関連事業等に投資する MLP を主要投資対象とする投資信託証券のすべてが存続しないこととなる場合は、償還となります。また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎月 27 日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年 12 回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、5000 億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	3 月、9 月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。



手続・手数料等

課 税 関 係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は 2018 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>
---------	--

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用														
購入時手数料	<p>購入価額に3.78% (税抜3.5%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。</p>													
信託財産留保額	<p>換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。</p>													
投資者が信託財産で間接的に負担する費用														
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">信託報酬率</td> <td style="text-align: center;">年0.8964% (税抜年0.83%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">おおよび 役務の内容 の 配分 (税 抜)</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;"> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.30% </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;"> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.50% </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td style="text-align: center;"> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.03% </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">実質的な負担 (注)</td> <td style="text-align: center;">年1.7764% 程度 (税込)</td> </tr> </table> <p>(注) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2019年2月21日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。</p>	信託報酬率		年0.8964% (税抜年0.83%)	おおよび 役務の内容 の 配分 (税 抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.30%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.50%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.03%	実質的な負担 (注)		年1.7764% 程度 (税込)
信託報酬率		年0.8964% (税抜年0.83%)												
おおよび 役務の内容 の 配分 (税 抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.30%												
	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.50%												
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.03%												
実質的な負担 (注)		年1.7764% 程度 (税込)												
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>													



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2018年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。